

令和2年度第1回貝塚市立公民館運営審議会会議録

令和2年7月17日（金）午後1時30分～午後2時30分

中央公民館 講座室2

出席委員：萩原委員長、麻生川副委員長、黒井委員、木村委員、中野（伸）委員
谷口委員、井上委員

欠席委員：北野委員、中野（俊）委員、西田委員

出席職員：鈴木教育長、樽谷教育部長、寺戸中央公民館長、小山浜手地区公民館長
小西山手地区公民館長、井川中央公民館長補佐、上野中央公民館主査

館長：定時刻となりましたので、ただいまより令和2年度第1回貝塚市立公民館運営審議会を開催します。審議会事務局の中央公民館長の寺戸です。

開催に先立ちまして、鈴木教育長よりご挨拶いただきます。

教育長：本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。日頃から公民館活動、社会教育活動にご協力いただき感謝しております。

本日、委員のみなさまに新たな資料を2枚つけ加えさせていただきました。

貝塚市では貝塚に育ったことを誇らしく語れる子ども達を育成しようと「貝塚学」の取り組みをしています。

その取り組みで子ども向けに資料を作成しました。1つ目は「水間寺縁起」で、水間寺に伝わるお話です。このお話をサンプルにして私が書きおろしたものに、小山浜手地区公民館長が絵を付け加えて子ども達に配布しました。

2つ目の「地蔵堂のタヌキとタニシ」においては貝塚高校の生徒達が自分たちで作ったもので、題材は前教育長が物語を掘り起したものを子ども達の自由な発想をもって作成してもらいました。

このように子ども達に対して力を合わせて、広がりをもってみんなで育てていくことを本市では大切にしているところであります。

この新型コロナウイルス感染症感染拡大時には、公民館として出来ることとして、動画等を配信するなどしてまいりました。またそのことだけでなく、公民館と他の公共施設が閉まっているときに学校は再開いたしました。その時、各公民館職員は学校の登下校の道に立って子ども達の安全を見守るなど、学校教育と社会教育が一体となって、貝塚の子ども達を育ててきたところです。

新型コロナウイルス感染症がまた広がってきているところですが、新しい生活様式のなかで子どもたちは自分たちでいろいろ工夫しながら学校生活を送り、また異年齢の子どもたちが一緒に遊んでいる、昔の様な風景が見られることもありました。

現在、新しい生活様式のなかで新しい文化を作っていく、そのような時代にな

っていくのではと思っています。

新しい生活様式の中で公民館に求められる役割でどの様なことを行っていくのか、新しい時代になっていくのかと思っています。お集まりの皆様より今後もしろいろなご指導をいただいで、新しい時代の公民館を創ってまいりたく思っています。委員の皆様におかれましては、このようなご時世であるため、くれぐれもご身体ご自愛いただきますようお願いいたします。

館長：教育長は公務のため退席させていただきます。

(教育長公務により退席)

館長：この審議会の根拠等について説明いたします。

事前に送付いたしております資料の「公民館運営審議会に関する法令」をご参照下さい。この審議会は、社会教育法第 29 条第 1 項の規定に基づく市の条例により設置されております。

また、法第 2 項に「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」と定められています。構成、会議の運営などの詳細は、本市の条例、規則で定められておりますので、よろしくようお願いいたします。

本日の会議は、現在 10 名委員中、7 名が出席されており過半数の出席となっており、よって審議会規則第 3 条第 2 項により審議会は成立しております。

なお、この審議会は会議録作成の都合上、録音させていただきます。

館長：本日は第 1 回目の開催となりますので、委員及び職員の自己紹介をお願いいたします。では、委員長からよろしくお願いいたします。

(順次委員自己紹介)

館長：次に事務局を紹介いたします。

(樽谷部長より順に自己紹介)

館長：本日の議事案件の進行についてですが、案件 1、案件 2 につきましては、事務局の方で進行させていただき、案件 3 以降につきましては、委員長・副委員長の選出後に審議会規則第 3 条第 1 項により、委員長が議長となり、進行させていただきます。

1、第 34 期（令和元・2 年度）貝塚市立公民館運営審議会委員委嘱について

それでは案件1についてです。公民館運営審議会委員の任期は令和元年度から2年となっておりますが、貝塚市民生委員・児童委員から選出された小松委員が令和元年11月30日付で民生委員を解職されたことに伴い、審議会委員の職を解くことになり、後任といたしまして令和2年3月1日付で黒井委員を委嘱していること報告します。

2、委員長・副委員長の選出について

館長：続きまして案件2に移りますが、委員長・副委員長の選出についてはどのようにしましょうか。立候補等ございませんか。

委員：委員長、副委員長につきましては、事務局から推薦していただき皆様で審議するというのではいかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

館長：それでは委員長に萩原雅也委員、副委員長に麻生川美紀委員にお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

館長：それでは、委員長に萩原委員、副委員長に麻生川委員を選出いたします。拍手にてご承認願います。

(拍手多数)

委員長：あらためましてこんにちは、僭越ながら一年間、委員長を務めさせていただきました。

教育長のご挨拶で述べられた通り、先の会議、昨年11月から今回の間に世の中が一変することになり、公民館など社会教育の活動については新型コロナウイルス感染症への対応などで大変厳しい状況が続いているかと思われます。

例えば、動画を配信したりなど、日常的に対面して協議・学習することが困難な状況の中、それぞれの公民館が苦勞していると思っています。

緊急事態宣言は6月以降解除という事で徐々に制限も緩和されていますが、ソーシャルディスタンスをどう取るのか、手の消毒、換気の強化などそのあり方には今までにない対応を迫られています。

改めて、この期間の「ステイホーム」ということで、大学ではリモートを使って遠隔授業をしていますが、この機会に改めて人が対話・接すること、そのこと

の意味を忘れていたのではと反省もあります。

逆に対話し続けることが当たり前だとして生活していたので、学習する中で他者との対話で生まれることをあまり考えずに、教員としてマニュアル通りに進めることでうまくいったと思っていましたが、生徒との間でどのようなことが起こっていたのかなど改めて考えないといけないのではと、私は思っています。

公民館活動においても対話し、みんなが集まれることが普通ではないと、これからのアフターコロナの社会の中ではそうなっていくのかも知れません。対話することが限られ、だからこそ、今、対話することの重要性、出会うということの重要性を考え直していくべきだと個人的にすごく感じています。

このような状況の中で、公民館活動が発展していくためには是非、積極的なご意見をいただけるようによろしくお願いいたします。

それでは、案件のほうを進めていきます。事務局から説明してください。

3、令和2年度 公民館運営審議会が進め方について

館長：それでは、審議会の進め方についてご説明いたします。

この審議会の法的根拠、目的に関しては先程説明いたしました「公民館運営審議会関係法令」を参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

必要に応じて公民館から委員の皆様にご相談をいたしますので、それに対する答申をお願いすることになります。諮問答申以外の会議につきましては各種事業の企画実施について調査審議していただきます。

年間4回程度、1回2時間程度の会議を開催しております。なお、昨今の新型コロナウイルス感染症対策による「新しい生活様式」に沿い会議時間の短縮等委員の負担を考え、会議を進めてまいります。ご協力の方、お願いいたします。

審議会の招集及び進め方につきましては、貝塚市立公民館運営審議会規則第3条に「審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる」、「審議会の会議は委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない」、「審議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定されています。

なお、委員の皆様はそれぞれ推薦を受けた選出母体がございますので、活動の中で培った技術や知識、情報などを活かして、実りある会議にしていきたいと考えております。

事務局では、できるだけ委員の皆様が具体的に意見を出しやすい審議会になるような資料作りに努め、可能な限り次回の審議会開催通知と同時に送付するように考えております。

委員の報酬、費用弁償、また、その支給方法につきましては、別途条例の規定により、1回の会議で税・交通費込で8,000円を審議会終了後、概ね10日ほどで所定の口座に振込みます。

審議会の会議録は、市のホームページで公表しています。そのため、毎回録音し、会議録を作成いたします。案をご覧いただくのは、次回の審議会開催通知の送付時になります。その案に対して修正などのご意見は、開催通知の送付された審議会で発言していただくことになります。ご審議いただく会議録には、発言者の名前入りの会議録となりますが、ホームページに公開する会議録では委員名を伏せたものになります。審議会委員は、委員長・副委員長・委員として、事務局は、教育部長、事務局として、また、中央公民館長は、館長として表記いたします。

委員長：審議の進め方について質問はありますか

(質疑意見なし)

委員長：では案件4について、12月の会議録について説明をお願いします。

4、令和元年度第3回貝塚市立公民館運営審議会の会議録について

館長：審議会の会議録についてご説明いたします。

事前に送付いたしました令和元年度第3回貝塚市立公民館運営審議会の会議録につきまして、ご確認いただきお気づきの点などございましたら、この場でご意見をお願いいたします。

委員：15ページの「私は2、3年前から公民館があることを知って・・・」とありますが、「私は2、3年前から公民館によく出入りするようになって」と訂正お願いいたします。

委員長：ほかに訂正する場所はございますか。なければ委員のお名前を省いてもらってホームページに公開します。

案件5「令和2年度の事業方針・予算等」について移ります。事務局から説明願います。

5、令和2年度の事業方針・予算等について

館長：それでは、事業方針につきまして「令和2年度 貝塚公民館事業方針」に基づきご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

この事業方針は、前文にあるように公民館の各事業は、日本国憲法・教育基本法及び社会教育法の理念はもとより、本市が策定するまちづくりの指針である「第5次貝塚市総合計画」(平成28年度)、「貝塚市まち・ひと・しごと創生総合

戦略」(平成 27 年度)を踏まえ、教育委員会が取り組む「かいづか家族の日」(平成 28 年度)さらに「あったか家族都市」宣言(平成 30 年度)の趣旨、また、令和 2 年度教育努力目標に沿って作成しております。

各事業の共通留意事項について、3 点掲げております。

1 点目は「市民の主体的参画型講座内容の充実を図り、新たな利用者を開拓する。」

2 点目は「関係機関と連携を深め、公民館からの広報等の情報発信をより進める。」

3 点目は「公民館での学習や交流を通じて、人権意識の高揚と地域の活性化を図る。」以上でございます。

次に、分類しております事業についてご説明いたします。

これらは「公民館主催事業」「人材養成事業」「地域連携事業」「団体支援事業」「三館連携事業」の 5 事業からなっております。さらに「公民館主催事業」は「青少年対象事業」「子育て支援事業」「成人対象事業」「人権課題事業」「文化振興事業」の 5 事業に分けられます。

「青少年対象事業」は、館が取り組む活動分野を広げ、青少年活動の自主性を高め、異世代間の交流促進を図ろうとする事業です。

中高生の自主的活動を支援する「レッツ TRY」、小中学生を中心とする「夏の子ども講座」などがあります。

「子育て支援事業」は、孤独になりがちな子育てに対する悩みなどの情報が共有され解決できる場として、地域ぐるみの子育てを進める事業です。0 歳児を持つ親の出会いと交流の場である「赤ちゃんルーム」、子育てについての学習と仲間づくりの場である「おや子教室」などがあります。

「成人対象事業」は、生涯を通じ、自主的な学びができる講座、日々の健康・介護予防を意識した講座、また、障がい者の可能性・社会参加を考える講座などにより、異世代交流やまちの魅力発見が増す講座プログラムを充実・発展させ、若者を含む新たな参加者の発掘を進める事業です。NEW つるかめ大学・ノルディックウォーキング・ふれあい料理などになります。

「人権課題事業」は、館が実施するあらゆる講座・事業を通じて、人権感覚を磨く場を提供できるように講座内容を充実させ、受講者及び支援者の拡大を図る事業です。また、在住外国人が本市で生活できる支援として、日本語会話よみかき教室も行っています。

「文化振興事業」は、市民の文化活動の場や文化芸術にふれる機会を増やし、文化が生活にうるおいと安らぎを与えられるまちづくりを進めていくため、館が実施する事業を通じ、各種団体の自主性を育てる文化事業に取り組む事業です。

以上が、「公民館主催事業」に属する 5 事業です。

次の「人材養成事業」は、地域コミュニティの活性化と地域課題解決のために市民と協働し、公民館活動を通じて、核となる人材の発掘や様々な事業協力ボラン

ティアの養成、また、館利用者等の地域交流貢献活動の拡大を図る事業です。

次の「地域連携事業」は、館が実施する講座事業を契機に、町会や地域で活動する団体と連携し、地域づくりに積極的に取り組み、地域コミュニティの活性化につながるように支援する事業です。移動公民館、各館のロビー活用、公民館まつりなどがあります。

次の「団体支援事業」は、館活動を通じて育っている市民の自主的なグループ活動や文化活動を支援し、各団体の自主性と地域交流活動の拡大を促進し、新たな活動グループの育成に努める事業です。

最後になります「三館連携事業」は、貝塚公民館の活動を全市的に広げるために、各館が各々の地域性や特色ある活動を進め、三館の職員及び利用者の調整・連携を深め、より効果的な事業を展開するものです。

以上が、事業方針の説明でございます。

次に、令和2年度公民館予算について説明いたします。

「令和2年度公民館予算内訳書」をご覧ください。

では、3公民館の欄を中心にご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

令和2年度では、公民館使用料327万9千円、コピー使用実費徴収金・自動販売機設置使用料などによる雑入128万2千円により、合計456万1千円となり、令和元年度と比較し16万7千円の減額となっております。

その主な要因として、山手地区公民館における使用料納付を見直し36万6千円の減額によるものです。

次に、歳出をご説明いたします。

合計は、3,258万9千円であり、令和元年度に比べ2,657万6千円の減額となっております。その主な要因として、報酬で2,694万6千円の減額となりました。これは、令和元年度まで嘱託員報酬を館予算で計上していましたが、令和2年度から会計年度任用職員として人事課予算で計上されることによるものです。

以上が、令和2年度公民館予算の説明でございます。

これをもちまして、令和2年度の事業方針及び予算説明を終わります。

委員長：ただいまの説明につきまして質問ご意見をたまわりたいと思います。

(質疑意見なし)

委員長：では私のほうから質問させていただきます。先ほど、嘱託職員の報酬については、各館で予算化していたものが、市の人事から支出するようになったと説明がありましたが、それは市全体でそうなのですか。それによって嘱託員の人数が減った、また時間数が減ったということではないのですか。

館長：人数の増減はありません。会計年度任用職員制度を採用するにあたって、フルタイムの会計年度任用職員と、短時間の会計年度任用職員があるのですが、公民館ではフルタイムということで、正職員と同じに午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、時差勤務の場合は、午後 0 時 30 分から午後 9 時までの勤務時間となっております。

委員長：特にそれで不利益を被るのではなく、市の方針でということですね。あと、貝塚公民館事業方針のなかで、成人対象事業の 2 行目「異世代間交流やまちの魅力発見が増す・・・」とありますが、「増す」という言葉がおかしいかと思ひまして「魅力発見を増す」という言い方でなく「魅力発見を目指す」ではと思います。しかし、今回はもう確定されていることでしょうかから、次回、改定時に見直していただきたい。

では、このことが大きな方針ということでこの方針に沿いながら運営していただくということよろしいでしょうか。

最後になるのですが、各公民館の主催事業がありますが、新型コロナ感染拡大により公民館で、影響が大きくて出来なかったという事業はありますか。

事務局：新型コロナウイルス感染症の影響としまして、各公民館まつりは中止となり、地域活性化事業の一つが止まりました。また、3月14日開催予定の三館連携事業である公民館大会も中止となりました。事前準備を含め利用者の皆様も頑張っていたのですが、ある意味一番、コロナの影響が大きかったことではあります。

委員長：昨年度の事業ですか。

事務局：はい。また、本年5月の中央公民館まつりが中止になり、この秋に予定していました山手地区公民館、浜手地区公民館の両まつりも中止になりました。市全体におきましても市民参加のイベントなどが自粛・中止となっています。

委員長：公民館まつりは、協議会の方などの参画によるそのノウハウの積み重ねがあって開催してきたと思われませんが、このように一度、中止という事情で利用者が培ってきたノウハウの実績が一度、途絶えてしまうことになり、次年度の開催に差し支えはないのかと危惧するところですが、そのあたりは公民館としてどのように考えていますか。

事務局：新型コロナウイルス感染症の関係以外に今年度内から新庁舎建て替え事業が開始されることにより、来年度の中央公民館まつりでは周辺の道路や広場は使えなくなる予定であります。その意味で今年度の公民館まつりは実行委員会の皆様も力を入れていたのですが、中止となりました。来年度は新庁舎建て替え工事の状況を

見極めながら手探りでやっていくことになると思います。

委員長：その他ご意見、ご質問がございますでしょうか。

(質疑意見なし)

委員長：つづいて次の案件その他ということですが。事務局よろしくお願いたします。

館長：では、第 68 回近畿公民館大会京都大会について説明いたします。

この公民館大会は、第 42 回全国公民館研究集会京都大会を兼ねて、10 月 23 日（金）10 時から 16 時まで、京都府八幡市にあります八幡市文化センター及び松花堂美術館にて開催の予定でありました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた開催を検討していましたが、本年度開催を延期し、令和 3 年度に改めて同開催場所にて開催する方向であることを、担当します京都府公民館連絡協議会から情報を得ましたのでお伝えいたします。

委員長：今の報告等にご意見ご質問はございませんか。

(質疑意見なし)

委員長：今年の近畿公民館大会については開催せず、同じ場所で来年の開催をめざすということによろしいですか。

館長：そのように聞いております。

委員長：この 2、3 年は近畿公民館大会への参加について議論がありましたが、前々回の会議で新しく委員になられた方もおられるのでその方を中心に引き続き参加と決まっております。今年度開催が中止となり、来年は新しい委員となりますが参加という方向性で続いているので、来年以降も実現出来ればご参加お願いします。

では、その他ありますでしょうか。

館長：ではもう一件、事前にお配りさせていただいております利用者アンケートの回答結果を説明させていただきます。回答期間として令和 2 年 1 月 16 日から 2 月 29 日までとし中央公民館クラブ協議会、浜手地区公民館利用者連絡会、山手地区公民館活動協議会に所属するクラブの皆様を対象に調査させていただきました。新

型コロナ感染症対策などの入館制限、臨時閉館もあり、6月21日まで受け付けさせていただいた次第です。

アンケート結果に基づいてクラブ員の皆様の男女比は男性2女性8の割合、年齢層においても60才以上の利用については8割を超えていますが、ただその中でも若年層もいます。事務局として今後、公民館の利用者層をどのように開拓していくのかというところも考えてはいますが、全国的にも右肩下がりの状況ですので、是非とも委員の皆様の知見を活かして研究してまいります。

委員長：利用者アンケートについては、前回の会議で何らかの調査が必要という意見がでて実施し調査していただいたことはすごくありがたく思います。

結果を見ると、今まで明確な根拠もなく、なんとなくそう思っていたことが数字として出て来たという感じです。

例えば男女比、年齢層はそうだということ、事前にデータをいただいて一番思ったことは利用年数については意外と少ないと感じました。0～5年未満というところは3割であるとか、いつもこの会議で議論になる新しい利用者をどのように呼び込むのかと考えると0～5年未満の方をターゲットに「なぜ公民館を利用するようになりましたか？そのきっかけは何ですか？」と次に聞いてみるのも良いのではと思いました。このアンケートについて今回は説明ということで、次回以降で議論し、さらに部分的な調査のポイントを議論などしていただければと思います。

特に今日ご意見有れば伺います。

委員：資料2ページの校区別の利用者の中で貝塚市以外の方が全体の15%ぐらいもいるということはすごくうれしいことです。この人たちに貝塚市の公民館の何が魅力的なのか、誰でも受け入れてくれるからなのか、他市はどうなのかなどまた、貝塚の公民館がだれでも来やすい体制で運営してくれていることが調査にでているのではと思います。

委員長：ありがとうございます。どうぞ、他に何かお気づきの点があれば。

委員：この資料における貝塚市以外の人については、以前、貝塚におられた方が転居したが引き続き利用しているのか、それとも全く市外の新たに来た人なのかお聞かせいただけますか。

館長：委員が述べられた通り、以前貝塚に住んでいたが現在も市外からクラブ活動に来る人もいます。市内在勤、市内在住関係なく、クラブは自主を活かした活動ですので、知人の紹介などでクラブに参加する人もいます。近隣市町村を巻き込んでいる公民館活動とも考えています。

委員長：まだ個別の利用状況などの調査はされていないと思われませんが、三館で言いますと山手地区公民館が近隣市町村の方の利用が若干多いですが、その要因も今後考えていく必要もあると思います。

委員：本当に良いアンケート調査をしていただいて良かったと思っています。

調査の中で公民館を利用している方、クラブの構成が3～4割と思われまして。そのうちのクラブを対象として調査しているので60～70才が7割近くになったかと思いますが、このことを前提に質問させていただきますが、公民館事業方針の中でクラブ活動はどこに入るのでしょうか。方針でいえば4の団体支援ですか。

館長：事業方針の4になります。

委員：そうしますと団体支援に少し偏っているのではと思われまして一度ご検討していただければと思います。それと青少年対象事業が実施されているのかとも感じます。結果的には20～30代の利用率が低いではと思われまして。また、例えば審議会にも年代別で入るなどを考えてはどうかでしょうか。公民館の中にもし青年部会などがあれば色々なフリーマーケット・eスポーツ企画などの意見がでてくるのではと思います。

委員長：今回はクラブを対象に調査をしたのでこのような結果であったと思われまして。主催事業など、たとえば青少年対策事業についてアンケートを取っているかと思いますが、事業方針にそって全体を見るということでは次回以降主催事業で集めたデータなどを用いると各事業の報告にもなるのではと、次は広げた形で今までの取りまとめたもので報告が必要かと思われまして。

また、若い人の参加を考えると公民館で何を求めるか、どのようなことをすれば公民館に参加したくなるかなどを何らかのかたちで吸い上げることは必要ですし、そのことを館運営や貝塚の公民館活動に活かしていくことは絶対に必要であるので何か出来ることを考えていきたいと思っています。今できることは主催事業で集めたデータ全てではないですが、それぞれの事業の一つずつを選んでこのような意見があった、またこのような年齢層が受講したなどの報告をしていただければと思います。

事務局：今年は新型コロナウイルス感染症の関係で夏の子ども事業についてはできていないのですが、過去に受講した子ども達からはいつもアンケートをとっています。またそのようなデータでの報告は可能と思われまして。

委員：人数だけなら「あゆみ」を見ると統計は出ていますし、子育て関係や他の事業

も人数は取っているのだからわかると思います。今回、アンケートの対象が公民館クラブだったのでこのようなデータになりますが、子ども事業のアンケートなどもあると思われ、常時とは言えませんが一年間通しては子ども達の利用があったことは分かると思います。公民館としては頑張っているのではと思います。

委員長：確かに「あゆみ」には事業全部のデータが出ていますが、なかなか審議会の中だけでは細かい所まで見れていないので、部分的に講座の様子などがわかるようにまとめていただくと皆さんも話がしやすくなりますのでお願いします。他に何かご意見はありますか。

委員：データの話がいろいろ出ましたが、昨年の近畿公民館大会で参加した分科会で聞いた「大人も子どもも楽しむことが大切」ということが心に残っています。表情などを見れば分かることもあるでしょうし、人数も参考にはなると思いますがデータだけではないところもあるのではと思います。

委員長：アンケートや数の話だけでなく、その様子などは公民館が一番分かっていると思われ、また報告していただき、個人情報などの難しい問題もありますがその時の事業の様子が分かるようなものもあれば良いのかと思います。

他に意見などありますか。あと事務局より連絡がなければ令和2年度第1回貝塚市立公民館運営審議会を閉会とします。

(閉会)

次回日程調整 10月9日(金) 13時30分 場所 未定